

## 令和3年度第2回神川町総合教育会議議事録

開催日時：令和3年12月21日(火) 午後3時50分～午後4時17分

開催場所：神川町役場2階第1会議室

### 出席者(構成員)

神川町長	山崎正弘
教育委員会教育長	福嶋慶治
同 教育長職務代理	西村 享
教育委員会 委員	中島とも代
同 委員	川野順也
同 委員	渡邊孝広

### 事務局及び関係部署

総合政策課 課長	宮 穂高
生涯学習課 課長	福嶋 晃
学務課 課長	堀口 二三夫
同 指導主事	高田 真清
同 指導主事	黒田 清子
同 課長補佐	須藤 早苗

1 開会 15:50～ 堀口課長

2 あいさつ 町長

○新型コロナワクチン接種の2回目は、全体の約98.3%の接種が終わり、また、3回目の接種についても、医療従事者、高齢者について、は2月から3月中に、町としては7月くらいを目途に3回目の接種を終了とする予定。

○丹荘保育所は、令和4年4月からの開所にむけ工事も順調に進んでいるところである。機会等があれば見学もできる。

○この総合教育会議では町長部局と教育長部局において共通理解と認識をもっておくことに意味のある会議である。

3 報告事項

(1)いじめ問題について 黒田指導主事

いじめ問題について報告させていただきます。それでは、資料の1ページをご覧ください。こちらは令和3年度第1回生徒指導に関する調査の小学校4校の結果をまとめたものです。調査期間は令和3年4月1日から令和3年7月31日までですので今年

度1学期のみのものです。

2の「いじめの状況について」をご覧ください。そちらの表にいじめの認知件数の学年別、男女別の内訳がごさいます。1年生9件、2年生2件、3年生14件、4年生4件、5年生7件、6年生0件で、男子19件、女子17件の合計36件でした。認知件数とはいじめ防止対策推進法の定義に該当するいじめを受けた児童生徒ごとに1件として数えています。いじめ防止対策推進法におけるいじめの定義とは心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものとなっています。その下の表「いじめの現在の状況」をご覧ください。こちらはいじめの認知をした月といじめが解消したかという表です。いじめの解消とは3か月間経過観察を行い、いじめがない状態を本人も認めると解消となります。今回の7月末の調査では4月から7月で4か月しかない為、解消率は0%となっています。今後、この調査は第2回が2学期末、第3回が3学期末と年に3回行われるのでまた今後の調査で解消については確認していくという形になっております。その下の表は重大事態の発生件数についてです。神川町の小学校では0件となっています。いじめ防止対策推進法に規定する重大事態とは、いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるときといじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときと定義されています。

続きまして、3ページの7 令和2年度中に認知したいじめについては一番下の表をご覧ください。令和2年度中に町内小学校で認知したいじめの件数は80件で令和3年度7月末現在で80件すべてのいじめが解消しているという結果となっています。4ページから6ページが丹荘小学校、7ページから9ページが青柳小学校、10ページから12ページが渡瀬小学校、13ページから15ページが神泉小学校の調査結果となります。16ページからが神川中学校のものとなります。2番「いじめの状況について」をご覧ください。中学1年3件、中学2年2件、中学3年2件で、男子6件、女子1件合計7件となっています。その下の解消については、4月に認知したいじめが解消していますので解消率は42.9%です。また、重大事態の件数は中学校の0件です。18ページ一番下の表をご覧ください。令和2年度に認知したいじめは8件でそのうち解消したものは7件、解消率は87.5%です。

いじめについての報告は以上となります。

## 【質 問】

(中島委員) 中学校の未解決の1件はどうなっていますか？

(黒田指導主事) 本人が「大丈夫」と言うまでは「解決」できていないため、未解決となる。

(教育長) ○昔と比べ、いじめの数は増えている。本人のとらえかたによる。

○担任も気が付かない

○最近では、被害妄想が強い親が多くなっており、担任とすれ違いがある。どの学校でも多い。そのため、担任の気持ちがすり減らされている。

(渡辺委員) 小学校の36件のいじめは昨年と比べてどうでしょうか？

(黒田指導主事) コロナ感染対策により、休校があったので増えている。

(教育長)総合教育会議はいじめ問題から始まった会議である。

(中島委員)子どもが卒業して、いじめは終わりではない。しっかり解決していかないといけないと思う。

(2)神川町教育振興基本計画について 須藤補佐

お配りいたしました計画をご覧ください。

平成18年12月に全面改正された教育基本法の理念をふまえ、神川町でも改正教育基本法の趣旨に鑑み、平成27年度に「未来を切り開く豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成」を教育目標とした神川町教育振興基本計画を策定し、教育に関する様々な施策を推進してきました。それを引き継ぎ、平成30年度から第2期教育振興基本計画が策定されております。

この第2期教育振興基本計画も来年度で計画期限が終了となります。

そのため、来年度、早い時期から計画作成を進めていきたいと思っております。基本的な枠組みとしましては、計画期間が令和元年度から令和5年度の「第3期埼玉県教育振興基本計画」や町の上位計画である平成31年1月につくられた「第2次神川町総合計画」などの関連計画と整合性を図りながら計画を作成していきたいと思っております。

総合教育会議で協議していくことも考えられますのでよろしく願いいたします。

【質 問】

なし

4 その他

事務局からは特になし。

(教育長より)

12月23日 全国市町村教育長会議がZOOM会議で行われる。参加する。

5 閉会 堀口課長

終了。(16:17)